国民年金だより

国民年金保険料の後納制度

国民年金の保険料は、納期限から2年を過ぎると時効により納めることができなくなりますが、平成24年10月から平成27年9月30日までの3年間に限り、過去10年以内に未納分の保険料を納めることができます(後納制度)。この制度を利用することで、将来の年金額の増額や、年金受給の資格期間(合計25年の納付または免除期間)を満たすことができる場合があります。

■後納制度を利用できる方

①20歳以上60歳未満で、過去10年以内に納め忘れの期間や、未加入期間がある方

②60歳以上65歳未満で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある、または任意加入期間中に納め忘れの期間がある方

③65歳以上で、年金の受給資格がなく、任意加入をしている方

※すでに老齢基礎年金を受給している方は、後納制度を利用することはできません。

■申し込み

年金手帳または基礎年金番号が記載されている書類等をお持ちの上、水戸北年金事務所(水戸市大町2-3-32)へ申し込みください。※戸籍謄本等が必要となる場合があります。

■問い合わせ

国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050)または水戸北年金事務所(☎2312381)

ひたちなか・東海広域事務組合消防本部からのお知らせ

イベント・祭りなどの主催者・出店者・関係者は以下のことを順守してください

①ガソリンやプロパンガスなど、燃料の取り扱いについて

○ガソリンなどの燃料は、できるだけＫＨＫ(危険物保安技術協会)の基準適合性表示が付いた金属製容器に貯蔵する。
○燃料となるものは、高温・直射日光を避け、日陰や風通しの良い場所で保管する。
○振動や衝撃で、容易に転倒・落下しないように据え付ける。
○燃料容器のふたを開ける前に、エアー調整ねじを緩めて内圧を下げる。エアー調整ねじがない場合は、ゆっくりとふたを開ける。
○発電機にガソリンなどの燃料を補給するときは、必ず安全な広い場所で行う。

②こんろなど、火気の使用について

○消火器を準備する。
○使用中は、絶対にその場を離れない。
○こんろなどは不燃性の台の上で使用する。
○こんろなどを使用するとき、上方は１メートル、それ以外は15センチメートル以内に、可燃物を置かない。特に、アルコール類の消毒液の配置に注意する。
○振動や衝撃で、容易に転倒・落下しないように据え付ける。
○取扱説明書や仕様書の安全事項を守る。
○日ごろから器具の点検を行い、ひび割れ・劣化・さびがあるなど、不適切なものは使用しない。

③その他

○火災や地震などの災害が発生した場合のために、主催者や関係者と事前に連絡を取り合い、役割分担について調整しておく。
○火災等が発生したら、早い通報、避難、初期消火、応急手当てを行う。

●問い合わせ　ひたちなか・東海広域事務組合消防本部予防課(☎271-0735)